

依頼者は、八潮市撮影支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとする。

1. 依頼者の一般的義務

- (1) 依頼者は、本市との連絡にあたる担当者を明確にするものとする。
- (2) 依頼者は、自己の責任において撮影等を実施するものとする。
- (3) 依頼者は、本市の求めにより、本市が撮影支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとする。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、本市は、撮影支援を実行しないものとする。

2. 事故等の防止

- (1) 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとする。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとする。
- (3) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと本市が判断したときは、依頼者は、本市の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとする。
- (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、本市に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとする。

3. 保険

- (1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとする。
- (2) 依頼者は、エキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとする。
- (3) 依頼者は、本市の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を本市に提出するものとする。

4. 現地における調整

- (1) 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとする。
- (2) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとする。
- (3) 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとする。
- (4) 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとする。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとする。

5. 第三者との関係

- (1) 依頼者は、参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとする。
- (2) 依頼者は、撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者(以下「関係者等」)の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく本市に報告するものとする。
- (3) 依頼者は、本市が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとする。

6. 計画

- (1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他撮影支援に必要な情報及び資料を提出するものとする。
- (2) 依頼者は、本市に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに本市に通知するものとする。

7. 原状回復等

- (1) 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとする。
- (2) 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当市に撮影等の終了を報告するものとする。

8. 撮影支援の実行

- (1) 具体的な撮影支援の実行にあたっては、依頼者と当市は必要な事項について誠実に協議するものとする。

9. 損害賠償

- (1) 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当市に累を及ぼさないものとする。
- (2) 依頼者によって当市に損害が生じた場合、依頼者は、当市に対しかかる損害を賠償するものとする。

10. 免責

- (1) 当市は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとする。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとする。当市は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとする。
- (3) 依頼者は、撮影支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な撮影支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾する。当市は、撮影支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとする。
- (4) 当市は、撮影等の企画内容によっては、撮影支援の依頼を受けても、撮影支援を実行できないことがあるとする。当市は、依頼を受けた撮影支援を実行できないことについて責任を負わないものとする。
- (5) 依頼者が、当市の撮影支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当市の要請に応じない場合には、当市は、当市が撮影支援を実行しないことについて責任を負わないものとする。
- (6) 当市は、当市が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとする。

11. 広報・PR

- (1) 当市は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当市の広報に用いることがある。

12. 要請事項

- (1) 当市は、依頼者に対し、以下の要請をすることがある。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当市は依頼された撮影支援を実行しないことがある。
 - ① 撮影現場の撮影風景を含む作品公開情報の広報
 - ② 撮影現場の撮影
 - ③ 作品のポスター・パンフレット・出演者のサイン等の提供
 - ④ 『八潮市』のクレジット掲載

以上